大学生協オキナワの旅は 大学生協でしか体験できない思い出作りをお届けします！

知らない人と旅行するのはとても不安だったけれど、居心地がよく本当に、本当に楽しかった。（名城大Mさん）

お一人様大歓迎！

友達や家族との旅行ではオキタビのような充実した5日間を過ごせない。（金城学院大Tさん）

【学び】のある旅！

初めての旅を応援！

航空券 宿泊費 入場券 交通費

全力で遊んでおいしいものを食べて「平和」について学べるまたとない機会なのでぜひ有効活用してください。（名市大Kさん）

移動・宿泊・見学費込み！（フリータイム除く）

旅行条件書（要約）

1. 募集型企画旅行契約
この旅行は、生活協同組合連合会大学生協事業連合（東京都知事登録旅行業 2-2467 号）（以下「当会」といいます）が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットのほか、本旅行条件書・出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）および当会旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「約款」といいます）によります。

2. ご旅行のお申し込みおよび契約成立
（1）所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、下記お申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は、旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
（2）当会は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段（以下「電話等」といいます）による旅行契約を受け付けることがあります。この場合旅行契約はご予約の時点では成立しておらず、当会が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した日の翌日から起算して３日以内に旅行申込書の提出とお申込金のお支払いをいただきます。この期間内にお申込金を提出されない場合は、当会はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
（3）旅行契約は、当会が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。
（4）団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行お申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。

旅行代金（お一人様あたり）60,000 円以上	お申込金：20,000 円以上旅行代金まで

3. お申し込み条件
18 歳未満（未成年）の方がご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。

4. 旅行代金の適用
（1）参加される客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな料金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）12 歳未満の方はこども代金となります（このコースには子供代金の設定はありません）。
（2）旅行代金は当パンフレットの行程表部分に表示してありますのでご確認ください。

5. 旅行代金のお支払い
旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれているもの
（1）中部国際空港～那覇空港間往復航空運賃・中部国際空港国内線旅客施設使用料
（2）旅行日程に明示した交通費（沖縄本島内移動のバス）
（3）旅行日程に明示した宿泊費、食事代及び消費税等諸税
（4）おきみゃ～入場料、平和祈念資料館入場料、ひめゆり祈念資料館入場料、美ら海水族館入場料、比謝シーカヤック体験料、コザまちまーい参加料
（5）随行員経費、団体行動中に必要な心付け
（6）上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

7. 旅行代金に含まれていないもの
（1）旅行日程表に含まれない交通費等の諸費用（行程中の「フリータイム」「お客様負担」等と記載されている区間の交通費）（2）オプション（マリンスポーツメニュー等）代金（3）運送機関の定める超過手荷物料金（4）旅行中の個人的諸費用（飲食代・電話代等）

8. 旅行内容の変更
当会は旅行契約の締結後であっても、天災事変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令など、当会の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい場合は、当該旅行の実施を取り止めるか、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当会の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。

9. 旅行代金の変更
（1）当会は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
（2）第 7 項の事由により旅行内容を変更したことによって、旅行の実施に要する諸費用が増加または減少するときは、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。

10. お客様による旅行契約の解除
（1）旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人につき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは 1 室ご利用人数の変更に対する差額料金をそれぞれ申し受けます。＊当会の責任とならない各種ローン取り扱い上の事由に基づきお取消になる場合も上記の取消料をお支払いいただきます。
（2）お客様は、下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
a. 契約内容の重要な変更が行われたとき
b. 第 8 項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
c. 天災事変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき
d. 当会がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき

	取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1）21日目にあたる日以前の解除		無料
	2）20日目にあたる日以後の解除（3～6を除く）		旅行代金の20%
	3）7日目にあたる日以後の解除（4～6を除く）		旅行代金の30%
	4）旅行開始日の前日の解除		旅行代金の40%
	5）旅行開始日当日の解除（6を除く）		旅行代金の50%
	6）旅行開始後の解除または無連絡不参加		旅行代金の100%

11. 当会による旅行契約の解除及び催行中止
（1）お客様が当会所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当会は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
（2）次の各一に該当する場合は、当会は旅行契約を解除することがあります。
a. お客様が当会のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
b. お客様が病気その他の事由により当該旅行に耐えられないと認められたとき
c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき
d. お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人数に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
e. 天災事変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当会に関与しえない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる恐れが極めて大きいとき

12. 添乗員等
（1）このコースには、添乗員は同行いたしませんが、大学生協職員が旅行期間中随行し、旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。
（2）随行する大学生協職員の業務は原則として 8 時から 20 時までといたします。

13. 当会の責任及び免責事項
（1）当会は旅行契約の履行にあたって、当会の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生日から 2 年以内に当会に対して通知があった場合に限ります。
（2）手荷物について生じた前（1）の損害については、同国の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当会に対して通知があった時に限り、旅行者 1 人 15 万円を限度として賠償いたします。
（3）お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。
a. 天災事変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、b. 運送・宿泊機関の事故もしくは火災またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、c. 官公署の命令または伝染病による隔離、d. 自由行動（フリータイム）中の事故、e. 食中毒、f. 盗難、g. 運送機関の遅延、不適またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

14. 旅程保証
当会は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当会旅行業約款（募集型企画旅行の部第 29 条別表方欄）に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところにより変更補償金をお支払いいたします。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

15. 特別補償
当会は前第 13 項（1）の当会の責任が生じるか否かを問わず、当会旅行業約款募集型企画旅行契約の部により、お客様が当該旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その身体、生命に被った一定の損害について、補償金または見舞金をお支払いいたします。

16. 旅行条件・旅行代金の基準期日
この旅行条件は 2022 年 3 月を基準としています。また、旅行代金は 2022 年 3 月現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

17. ご注意
(1) お客様のご都合による航空便の変更、行程変更はできません。
(2) 交通機関の出滞等、当会の責に帰すべき事由によらず航空便にお乗り遅れの場合、別途、航空券のご購入が必要となり航空券引換証の払戻しもできません。
(3) 悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、当該旅行サービスに対しての取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。ただし、代替サービスの宿泊費・交通費等はお客様のご負担となります。
(4) 当会はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

当パンフレットの航空機利用コースは、「包括旅行割引運賃または個人包括旅行割引運賃」「団体割引運賃」を利用しております

国内旅行傷害保険加入のおすすめ ▶ 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険をかけられますようおすすめいたします

このパンフレットは2023年3月現在の資料で作成しております。

個人情報の取り扱いについて
当会および申込受付生協は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させただくほか、お申し込みいただいた旅行において、運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配のために利用させていただきます。
また、大学生協からの諸案内に使用させていただきます。

お問い合わせ・お申し込みは、下記大学生協の旅行カウンターへ

岐阜県知事登録旅行業　第3-137号
岐阜大学消費生活協同組合
サービス事業部（中央店）058(230)1151
総合旅行業務取扱管理者　坂田　充宏
岐阜県岐阜市柳戸1-1

静岡県知事登録旅行業　第3-323号
静岡大学生活協同組合
トラベルセンター静岡店 054(237)1160
総合旅行業務取扱管理者　添田　倫子
静岡県静岡市駿河区大谷836
トラベルセンター浜松店 053(412)5251
総合旅行業務取扱管理者　間瀬　幹子
静岡県浜松市中区城北3-5-1

愛知県知事登録旅行業　第3-761号
愛知教育大学生活協同組合
0566(36)5299　総合旅行業務取扱管理者　樋渡　友里
愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

愛知県知事登録旅行業　第3-814号
愛知県公立大学生活協同組合
購買書籍部 0561(61)0977　総合旅行業務取扱管理者　青山　尚美
愛知県長久手市茨ヶ廻間1522番3

愛知県知事登録旅行業　第3-718号
愛知大学生活協同組合
豊橋トリニテサービスコーナー 0532(46)6113
総合旅行業務取扱管理者　伊藤　八千代
愛知県豊橋市町畑町1－1
名古屋Wz サービスコーナー 052(564)6192
総合旅行業務取扱管理者　河野　梨紗
愛知県名古屋市中村区平池超4 丁目60 番地6

愛知県知事登録旅行業　第3-1136号
金城学院大学生活協同組合
Lily Shop 052(799)1257　総合旅行業務取扱管理者　外村　順一
愛知県名古屋市守山区大森2丁目1723

愛知県知事登録旅行業　第3-740号
名古屋工業大学生活協同組合
CamPla店 052(741)1948　総合旅行業務取扱管理者　青山　拓夢
愛知県名古屋市昭和区御器所町

愛知県知事登録旅行業　第3-759号
名古屋市立大学生活協同組合
山の畑店 052(881)5904　総合旅行業務取扱管理者　村瀬　みちの
愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町山の畑1

愛知県知事登録旅行業　第3-641号
名古屋大学消費生活協同組合
北部旅行センター 052(781)9818
総合旅行業務取扱管理者　北原　智子
愛知県名古屋市千種区不老町1

愛知県知事登録旅行業　第3-986号
日本福祉大学生活協同組合
We'li店 0569(87)2303　総合旅行業務取扱管理者　小坂　恭子
愛知県知多郡美浜町奥田学会下前35-6

愛知県知事　第3-1455号
名城大学生活協同組合
スクエア 052-831-4068　総合旅行業務取扱管理者　勝間田　葉子
名古屋市天白区塩釜口1丁目501番地

三重県知事登録旅行業　第3-303号
三重大学生活協同組合
翠陵店トラベル・キャリアカウンタ 059(236)1080
総合旅行業務取扱管理者　村田　哲
三重県津市栗真町屋町1577番地

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者におたずねください

つながる元気、ときめきキャンパス
univ. CO-OP
旅行企画・実施 生活協同組合連合会
大学生協事業連合
総合旅行業務取扱管理者　安藤 陽子
東京都知事登録旅行業 2-2467 号
〒466-8657
名古屋市昭和区山手通2丁目16-1
(052)839-2885
企画協力：
全国大学生活協同組合連合会
東海ブロック